

糸魚川の町屋文化を守り伝える会へのお誘い

「糸魚川の町屋文化を守り伝える会」
代表 小川英子

私たちの故郷 ^{いといがわ} 糸魚川・いといがわ は海と山にかこまれ、豊かな自然にめぐまれて、はるかな古代より栄えてきた土地です。

糸魚川 はヒスイの交易路であり、塩の道の拠点であり、北前船の行き交う港であり、加賀街道の宿場町でもありました。ここは東の文化と西の文化が会うところです。

京の都から、江戸から、東西の文化が流入し、糸魚川 は独自の文化を育んできました。

しかし今、東京への一極集中により、地方の文化は画一化され、町屋の町並みも失われつつあります。残念でなりません。

そこで私たちは 糸魚川 の町屋の文化を守り伝えることを目的として、この会を設立しました。

私たちがめざすのは単なる保存ではありません。街なかのにぎわいを高め、人々をつなぐ場所として町屋を活用し、子どもも年寄りも、男衆も女衆も楽しんでいた町屋文化を再生し、より豊かな形で次世代に伝えていくことをめざしています。

本町通りに残る旧倉又茶舗を中心に活動していきます。

この築八十年の商家は、これまでも雁木まつりや街なかコレクションのさいに、商店街やボランティアの方々のご協力で、お休み処として開放してきました。どの催しにもたくさんの方々を訪れ、町屋の風情をめずらしがったり、昔の思い出をなつかしんで語ってくださいました。それに力を得て、この会を立ち上げました。

どなたでも会員になれます。もちろん糸魚川出身者、在住者にかぎりません。この会はみんなに開かれています。

ふらりと寄った旅人（たびのしょう）も、どうぞ会員になって糸魚川を第二の故郷にしてください。

この会の維持運営にみなさまのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

《糸魚川の町屋文化を守り伝える会》会則 抜粋（詳細は別紙）

第1条 会の名称と目的

本会は「糸魚川の町屋文化を守り伝える会」と称し、略称を「町屋会」とする
糸魚川の町屋を維持、活用し、糸魚川の年中行事や生活様式を次世代に伝え、より豊かな文化を育むことを目的とする

第2条 会の事業

このために次の事業を行う
* 年中行事、生活様式の伝承、催行する
* 人々をつなぐコミュニケーションの場や文化活動の場として活用する
* 街なかのにぎわいを高めるための協力をする
* 会誌を発行する
* その他、本会の目的達成のために必要なことを実施する

第3条 会員の資格

本会の趣旨に賛同し、会費を払う者

第4条 会費

会員は年一回、会費を納める

〒941-0068

新潟県糸魚川市本町6-4 旧倉又茶舗

糸魚川の町屋文化を守り伝える会

TEL 025-555-7275

FAX なし

メールアドレス info@itoigawa-machiyakai.com

ウェブサイト <http://www.itoigawa-machiyakai.com>

《年間活動計画》

- * 絵本の読み聞かせや夜の怪談会、絵本の原画展などを随時企画
- * 夏 7月25日（本町通り歩行者天国・諏訪神社祭礼）～8月2日（または3日・おまんた祭り）の期間、一日お休み処として店舗部分を開放。町屋案内も。木曜は野菜市も開催
- * 秋 街なかコレクション時期（10月上旬）に合わせて、企画イベントを行う
- * 冬 カルタ会 in 町屋（1月中旬の土・日）午前の部、午後の部、夜の部の3回百人一首などのカルタや羽根つき、コマ回しなどの正月遊びを楽しむ。

旧倉又茶舗の公開（母屋の一部公開）はイベント時のみの不定期です。
旧井上浴場（滝の湯）さんより寄贈された大きな寒暖計、脱衣籠、縁台、体重計などがあり、活用されています。
体重計はどなたでもお乗りいただけます。靴を脱いでそっと上がってください。
井戸の手押しポンプで水くみ体験もどうぞ。

《入会申し込み》

- * 入会を希望される方は、申込書に会費を添えて、事務局にお申し込みください。
または、会費を振込後、申込書を郵送するか、
申込書の内容をメール（info@itoigawa-machiyakai.org）してください。
- * 郵送先 〒941-0068 新潟県糸魚川市本町6-4 旧倉又茶舗
糸魚川の町屋文化を守り伝える会事務局
- * 振込先 糸魚川信用組合 本町支店 普通0136651
名義 糸魚川の町屋文化を守り伝える会 代表 小川英子
略称の町屋会でも振込できます。名義 町屋会 代表 小川英子
- * 問合せ先 025-555-7275 旧倉又茶舗（閉局中は代表者に転送されます）

《糸魚川の町屋文化を守り伝える会》入会申込書

入会申込書に年会費を添えて、お申し込みください
FAXの方はこのまま025-553-2985へ送信してください

個人会員 1口 2000円× 口= 円

法人会員 1口 5000円× 口= 円

個人・法人ともに、何口でも加入可

ふりがな
氏 名

住所 〒

電話

メールアドレス

【糸魚川の町屋文化を守り伝える会】会則】

第1条 会の名称と目的

本会は「糸魚川の町屋文化を守り伝える会」と称し、略称を町屋会とする
糸魚川の町屋を維持、活用し、糸魚川の年中行事や生活様式などを次世代に伝え、より豊かな文化を育むことを目的とする

第2条 会の事業

このために次の事業を行う

- * 年中行事、生活様式の伝承、催行する
- * 人々を繋ぐコミュニケーションの場や文化活動の場として町屋を活用する
- * 街なかの賑わいを高めるための協力をする
- * 会報を発行する
- * その他、本会の目的達成に必要なことを実施する

第3条 会員の資格

本会の趣旨に賛同し、会費を払う者

第4条 会費

会員は年一回会費を納める

- 個人会員は2000円
- 法人会員は5000円
- 個人も法人も、何口でも加入可

第5条 会の事務所

本会の主たる事務所を旧倉又茶舗（糸魚川市本町6-4）に置く

第6条 役員

本会は以下の役員を置く

- 1, 会長 1名
- 2, 代表 1名
- 3, 幹事 若干名
- 4, 会計 1名
- 5, 監査 2名

第7条 役員選出

役員は総会において会員の中から選任する

第8条 役員任務と任期

会長は名誉会長とする

代表は会務を統括し、幹事、会計、監査はそれを補佐し、会の運営、行事の催行等に
あたる

役員任期は2年とし、再任を妨げない

第9条 総会

総会は年1回開く

定期総会の他に必要があれば、臨時総会を開いて会員の意見を求める

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする

次の事項は定期総会に提出し、その承認を受けなければならない

- 1, 事業報告
- 2, 前年度収支決算および監査報告

第10条

その他必要により協議の上定める。

附則

本会則は2011年4月10日から施行する。